

高知県軟式野球連盟学童部連盟細則

(目的)

第1条 この細則は、高知県軟式野球連盟学童部（以下「本会」という。）規約第21条に基づき、本会に所属するチーム、選手に対する健全かつ円滑な運営等を目的とし、本会が細則として取り決めたものである。

- (1) 勝利至上主義からの脱却及び選手ファーストへの移行
- (2) 選手の将来をみすえた指導及び体調管理
- (3) 選手への暴力・暴言・パワーハラスメントの撲滅
- (4) 監督・指導者の資質向上及び育成のための継続的な講習会等の実施

(大会及び事業)

第2条 本会は以下の大会の主催、後援及び事業を行う。

- (1) 全日本学童軟式野球大会マクドナルド・トーナメント高知県予選大会 4/30～
- (2) 夏の祭典〇〇トーナメント（案）8/24～
- (3) NPBガールズトーナメント高知県選考会 4月～
- (4) 高知県東部春季交流野球大会 3月上旬
- (5) 高知県スポーツ少年団交流野球大会（春・秋）
- (6) マクドナルドカップ新人戦大会 9月末
- (7) 井口資仁杯交流野球大会 11月～12月上旬
- (8) U10、女子野球、各カテゴリー交流大会（U10リーグ6月～全国10月奈良県）
- (9) U12強化チーム他 10月～3月
- (10) 各種野球教室・
- (11) 普及イベント等
- (12) 監督・指導者・チーム関係者・選手各種講習会
- (13) 小中高連携した普及・強化活動
- (14) 公認指導員認定講習
- (15) 各種スポーツ団体との交流

(会員)

第3条 本会は本会規約第5条に該当するチームまたは個人で構成され、以下のいずれかに該当する。チームは原則、大会出場を目的とするチームは正会員とするが、開会出場を目的としないチームは準会員とする。なお、年度内に登録変更をする場合は、審議の上、決定する。

- (1) 正会員とは、大会出場を目的とし、本会に趣旨に賛同し、運営に協力するとともに、各事業に参加の意志があるチーム・団体
- (2) 準会員とは、大会出場を目的としないが、本会に趣旨に賛同し、運営に協力するとともに、各事業に参加の意志があるチーム・団体

- (3) 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同し、運営に協力するとともに、各事業に参加の意志がある、本会が適当と認める個人・団体
- (4) 特別会員とは、本会が認める役員・理事・審判員

(登録及び登録費)

第4条 本会に登録する団体・チームは、毎年 月 日までに、本会の定める様式にて、登録とあわせて登録費を収めること。

- (1) 正会員一年額 円とする。本費用に本会が主催する講習会参加費を含む。
- (2) 準会員一年額 円とする。本会が主催する講習会に参加する場合は、別途支払いのこと。なお、年度内に正会員へ登録を変更が認められた場合は、差額分を収めることにより、正会員となれる。
- (3) 賛助会員一年額 円とする。
- (4) 特別会員一無償

(大会)

第5条 大会とは、本会が主催・後援する大会をいう。また、大会については、第1条の目的を考慮し、以下のとおりとするが、詳細は各大会規定に準ずる。

- (1) 大会は予選リーグ、決勝トーナメント制とし、県大会は概ね5日間以内、地方大会は概ね3日間以内で実施すること。
また、3日間連続で試合を行わないよう、休養日を設けること。
- (2) 投手の投球数は1日70球、低学年は50球とし、監督、コーチは厳重に管理すること。
- (3) 試合時間は1時間30分、低学年は1時間00分を目安とし、大会規定に準ずる。
- (4) 原則、1日に出場できる大会は、選手の健康管理を目的とし、1大会とするが、大会日程上やむをえない場合は、本会に申し出の上、実施すること。ただし、前述の1日の投球制限を厳守すること。
- (5) 監督・コーチ・選手・保護者から、審判に対する暴言や誹謗中傷があったと認められた場合は、チーム責任者として、監督に退場を命ずることがある。
- (6) 大会は原則、選手の熱中症及び選手の休養を目的し7月25日から8月10日まで間と12月20日から2月10日まで間、実施してはならない。実施または参加する場合は書面をもって本会の了承をえること。

(講習会及び資格等)

第6条 本会の正会員でチーム・団体は第1条の目的を達成のために、監督・指導者は継続的に講習会に参加しなければならない。また、監督・代表者はチームの責任者であることから、年に1回以上必ず参加すること。

第7条 本会の正会員でチーム・団体は、公認指導員資格を有した指導者を置くこと。資格を有する指導者が場合も登録は認めるが、本年中に資格取得を目指すこと。

(チーム運営)

第8条 本会は第1条に記する目的を実行するために、大会だけでなく練習等においても、別途本会が示すガイドラインに準じた活動を可能な限り遵守することを目標とする。

(チーム登録)

第9条 新規にチームを組織する場合は、本会の事前に必要書類を作成し、事前審査を受けること。小学生によって編成されたチーム。原則校区または地区単位が望ましいが、本会が認めた場合に限り、クラブチームを認める。

(罰則等)

第10条 本会は会員またはチームに以下の問題が生じた場合は、該当者または団体から事実確認の上、罰則を与える場合がある。

1. 予め定められた事項が遵守されていない場合、また、改善する意思が見られない場合
2. 暴力・暴言・選手へのパワーハラスメント等が認められ、改善の意思が見られない場合
3. 本会の活動に賛同せず、本会の名誉を棄損したと認められる場合
4. 自ら脱会の意を表明した時

第8章 規定等

(その他)

第11条 本細則に記されていない事項については、適宜、本会役員会で協議の上、追記する。

附 則

- 1 この細則は、2019年4月1日より施行する。